

北海道告示第 595 号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、北海道における公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和元年10月1日から施行する。

なお、平成26年北海道告示第535号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和元年9月30日限り、廃止する。

令和元年9月6日

北海道知事 鈴木 直道

公衆浴場入浴料金（公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）第2条第1号、小樽市公衆浴場法施行条例（平成12年小樽市条例第20号）第2条第1号、旭川市公衆浴場法施行条例（平成12年旭川市条例第39号）第1条の2第1号、札幌市公衆浴場法施行条例（平成24年札幌市条例第47号）第2条第1号及び函館市公衆浴場法施行条例（平成25年函館市条例第34号）第2条第1号の普通浴場に係るものに限る。）の統制額

12歳以上の者（大人）	450円
6歳以上12歳未満の者（中人）	140円
6歳未満の者（小人）	70円